

戸田市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業のご案内

ひとり親家庭の就業を支援するため、厚生労働大臣によって指定された講座を受講した場合に、受講料の一部を助成し、主体的な能力開発の取組を支援する事業です。

対象講座

雇用保険制度における教育訓練給付の対象となる

- ・一般教育訓練講座
- ・特定一般教育訓練講座
- ・専門実践教育訓練講座

詳しくは厚生労働省のホームページなどをご覧ください。

教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座 検索システム

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>



対象者

戸田市にお住まいのひとり親家庭の保護者で、次の要件を満たす方。

母子・父子自立支援プログラム等の支援を受けている方。

本教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められること。

過去に本制度を利用していないこと。

市税、国民健康保険税、保育料又は学童保育料を滞納していないこと。



支給額

講座の種類	雇用保険支給要件なし		雇用保険支給要件あり		支給上限額
	支給時期	支給割合	支給時期	支給割合	
一般教育訓練講座	受講終了後	60%	受講修了し、雇用保険の支給後	60% から雇用保険支給割合を除く	20万円
特定一般教育訓練講座				60% から雇用保険支給割合を除く	
専門実践教育訓練講座	原則、受講終了後	60%		40万円×修業年数 (上限4年) 最大160万円	60万円×修業年数(上限4年)からを引いた額 最大240万円
	修了後1年以内に資格を取得し、就職した場合	25% (追加支給)		25% (追加支給)	

支給額が、12,000円以下の場合は支給対象外です。

雇用保険による教育訓練給付金とは

労働者や離職者が、自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部を支給する雇用保険の給付制度のことです。

教育訓練給付金の種類として、一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金の3種類の給付金があります。

申請先はハローワークです。申請方法や支給の可否については、ハローワークにご確認ください。

戸田市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の指定申請にあたっては、ハローワークから教育訓練給付金支給要件回答書を発行してもらう必要があります。

【問い合わせ】

戸田市こども健やか部 親子健やか室 こども家庭相談担当

TEL：048-299-2816

自立支援教育訓練給付金 申請方法

1 事前相談

教育訓練講座の申込み前に、親子健やか室において事前相談（面談）を受けてください。事前相談では、支給の可否、取得資格、就業を希望する職種、講座受講中の生活状況等について確認いたします。
事前相談時に講座のパンフレット等があれば、お持ちください。
受講を希望する講座が厚生労働大臣から指定された教育訓練給付金の対象となるかどうかは講座を受ける施設等で確認できます。

2 受講講座指定申請

教育訓練講座の申込み前に、親子健やか室に受講講座指定申請書を提出してください。

審査の結果、給付できない場合があります。

必要書類（同意により公簿等により確認ができる場合は、の提出を省略できます）

申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本
世帯全員の住民票の写し
母子・父子自立支援プログラム等の支援を受けていることを証する書類
教育訓練給付金支給要件回答書
申請者の個人番号確認書類
その他書類が必要になる場合があります。

3 受講講座指定通知

受講講座指定通知書が親子健やか室から送付されます。

4 指定講座受講

専門学校等に指定講座を申し込み、講座を受講してください。

5 給付金支給申請

指定講座受講修了日の翌日から起算して、30日以内に給付金支給申請書を提出してください。

必要書類（同意により公簿等により確認ができる場合は、の提出を省略できます）

上記2の～

受講講座指定通知書（上記3で親子健やか室から送付されたもの）
教育訓練修了証明書（専門学校等の長が発行するもの）
入学金、受講料の領収書（専門学校等の長が発行するもの）の写し
申請者名義の預金通帳又はキャッシュカードの写し
印鑑（スタンプ印不可）
教育訓練給付金支給決定通知書（該当の場合。ハローワークより発行されたもの）

6 支給決定通知

支給決定通知書が送付されます。

7 請求書

給付金の請求書を提出してください。

8 給付金の受給

給付金が指定の口座に振り込まれます。

9 追加給付金の申請

専門実践教育訓練講座を受講し、修了後1年以内に資格を取得し就職等した場合は、就職等した日から30日以内に「支給申請書（追加支給）」を親子健やか室に提出してください。

必要書類（同意により公簿等により確認ができる場合は、の提出を省略できます）

上記5の～

資格取得及び就職等が確認できる書類

10 支給決定通知

支給決定通知書が送付され、指定口座に振り込まれます。

【問い合わせ】戸田市役所 親子健やか室 こども家庭相談担当（福祉保健センター内）

住所：〒335-0022 戸田市大字上戸田5-6 TEL：048-299-2816